

学校の部活動に係る活動方針

1 休養日について

(1)学期中は、週あたり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下{週末}という)は少なくとも1日以上を休養日とする。大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を週末に設定できない場合は、月曜日を休養日にするなど、平日に代替の休養日を設定する。週末の休養日設定数の確保は、1年間の中で調整するものとし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上 of 休養日を確保する。なお、中体連が主催または共催する大会に出場した際に週末の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上 of 日数から減ずることができるものとする。

(2)長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、土日の両日を休養日とし、平日に休養日を設けないことも可とする。また、8月10日から8月16日までの学校閉庁日に部活動は原則として実施しない。ただし、学校閉庁日直後の全国大会(今年度中止)へ参加する部活動においては実施可能とする。

2 活動時間について

(1)1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目ざす。朝練は原則行わない。なお、この活動時間は通常練習における活動を指しており、練習試合や遠征等は含まない。また、中体連関係の大会2週間前は、30分以内で活動時間を延長できるものとする。

(2)平日においては、生徒が安全に下校できるよう、日没時刻等を考慮して練習時間及び下校時刻を決定する。また、天候等により、下校時刻は臨機応変に対応する。

3 その他

(1)中体連に属さない部活動については、上記方針に準じて運用するものとする。

(2)各部の顧問は、年度初めに年間活動計画を作成し、毎月、月末には翌月の活動計画を、月初めには前月の活動実績を校長に報告する。

(3)各部の顧問は、部活動の意義を踏まえ、必要に応じて保護者会会長と連携して、適切な部活動運営を行う。